

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 本日の審議事項

1. 本資料は、本日の委員会においてご審議いただくことを予定している事項をご説明することを目的としている¹。
2. 本日の委員会では、2016年2月29日に開催されたIFRS適用課題対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）における議論を踏まえ、IASBから公表されている次の公開草案について、事務局より概要と当委員会の対応案（コメント・レターを送付すべきか否か、送付する場合のコメント・レター案を含む。）をご説明し、ご質問やご意見をいただくことを予定している。
 - ▶ 2015年11月に公表された公開草案「投資不動産の振替（IAS第40号の修正案）」（コメント期限：2016年3月18日）（審議事項(8)-2参照）
3. なお、2016年1月12日に開催されたIFRS解釈指針委員会の会議において議論された事項（各議題に係る検討の経緯については別紙参照）のうち、次のアジェンダ決定（案）及び継続検討事項については、専門委員会における議論を踏まえ、当委員会よりコメント・レターの提出を行わないことを予定している。このため、特段のご意見やご質問がない限り、本日の委員会において、これらについてご審議いただくことは予定していない。
 - ▶ アジェンダ決定（案）：IFRIC第12号「サービス委譲契約」－サービス委譲契約において営業者が委譲者に行う支払（審議事項(8)-1参考資料1参照）
 - ▶ 継続検討事項：IAS第32号「金融商品：表示」－発行者の財務諸表におけるプリペイド・カードに係る負債の分類（審議事項(8)-1参考資料2参照）

以上

¹ わが国におけるIFRSの適用上の課題については、IFRS適用課題対応専門委員会において、「これまでエンドースメント作業部会において抽出された項目について、まず同作業部会においてガイダンスや教育文書が必要となる可能性のある論点の棚卸しを行ったうえで、IFRS適用課題対応専門委員会にインプットを行うとしてはどうか」という旨が提案されたことも踏まえ、現在、事務局において対応を検討中であり、今後、同作業部会において2013年12月31日までにIASBから公表された会計基準等に係わるエンドースメントについて公開草案の公表に向けた議論が完了した後に、同作業部会でご議論いただくことを予定している。

(別紙)

IFRS-ICによる各議題に関する検討の概要

2016年1月に開催されたIFRS-IC会議において議論された議題に関するIFRS-ICによる検討の概要は、次のとおりである。

プロジェクト	議論の経緯
(アジェンダ決定(案)に関する検討)	
<p>IFRIC第12号「サービス委譲契約」の適用にあたって、サービス委譲契約における営業者から委譲者への支払をどのように会計処理すべきか。</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRIC第12号の範囲に含まれる取決めにおいて、営業者から委譲者に対して支払いがなされる場合、当該支払いをどのように会計処理すべきかにつき、明確化を求める。 <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2011年11月、2012年1月、3月及び5月開催のIFRS-IC会議において議論された結果、IFRIC第12号の改訂案が暫定決定された。ただし、本論点は有形固定資産及び無形資産の購入に係る変動支払についてのより広い論点と部分的に結び付いていることを踏まえ、本論点に係る改訂案は、リース・プロジェクトの結論が出てから公表することとされた。 ● 2015年9月及び11月開催のIFRS-IC会議では、実質的にリース・プロジェクトの結論が出たことを踏まえ、本プロジェクトの今後の進め方について検討が行われた。 ● 有形固定資産及び無形資産の購入に係る変動支払の論点については、2015年11月開催のIFRS-IC会議において、現行のIFRSの範囲内でIFRS-ICが対処するには範囲が広すぎることからアジェンダとして取り上げない旨の決定(案)が公表されている。 <p>アジェンダ決定(案)の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2016年1月開催のIFRS-IC会議では、有形固定資産及び無形資産の購入に係る変動支払の論点について2015年11月に公表されたアジェンダ決定(案)を

プロジェクト	議論の経緯
	<p>踏まえた検討が行われ、営業者から委譲者への支払が変動するケースの一部については、IFRS-IC が対処するには範囲が広すぎることからアジェンダとして取り上げない旨のアジェンダ決定（案）が公表された。</p>
<p>（アジェンダ決定の最終化に向けた検討）</p>	
<p>IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用にあたって、</p> <p>(1) 処分グループ内の非流動資産にどの程度まで減損損失を配分できるか</p> <p>(2) 継続事業と非継続事業の間でのグループ内取引の表示方法</p> <p>(3) 中長期的な課題</p>	<p>要望の概要</p> <p>(1) 処分グループについて認識された減損損失を、当該処分グループ内の非流動資産（IFRS 第 5 号の測定規定の適用対象に限る）に配分する場合、当該減損損失の配分後の当該非流動資産の帳簿価額が売却コスト控除後の公正価値を下回るとしても、当該減損損失の配分を行うべきか否かにつき明確化を求める。</p> <p>(2) 継続事業と非継続事業の間に重要な取引がある場合、純損益及びその他の包括利益計算書の本表において、当該グループ内取引を消去すべきか否かにつき明確化を求める。</p> <p>(3) 売却目的保有分類の範囲、処分グループの減損損失の測定、非継続事業の表示等に係る 8 つの論点に関連して、明確化を求める。</p> <p>これまでの議論の概要</p> <p>(1) と (2) 2015 年 5 月開催の IFRS-IC 会議において、次の 2 点が暫定的に決定され、他の論点とともに IASB に照会することとされた。</p> <p>① 非流動資産の帳簿価額が売却コスト控除後の公正価値を下回るとしても減損損失を配分する。</p> <p>② まずグループ内取引を全額消去してから、継続企業と非継続企業の表示を決定する。</p> <p>2015 年 7 月開催の IASB 会議では、これら 2 論点は短期で検討することが考えられる論点とされた。</p> <p>2015 年 9 月開催の IFRS-IC 会議では、2015 年 7 月開催の IASB 会議の決定を踏まえ、十分なガイダンス</p>

プロジェクト	議論の経緯
	<p>が存在していることからアジェンダに追加しない旨の決定（案）を公表することとされた。</p> <p>(3) 2015年5月開催のIFRS-IC会議において、過去数年にわたる議論で解決していない論点について、IFRS-IC会議の議論の要約とともにIASBに照会することが決定された。</p> <p>2015年7月開催のIASB会議では、これらは中長期で検討することが考えられる論点とされた。</p> <p>さらに、2015年8月公表の意見募集「2015年アジェンダ協議」の中で、これらに関するリサーチ・プロジェクトを作業計画に追加するか否かは、「2015年アジェンダ協議」からのフィードバックを検討した後に決定するものと記載された。</p> <p>2015年9月開催のIFRS-IC会議では、「2015年アジェンダ協議」が完了するまで、これらの論点についてさらに議論することは見合わせることを適切とのアジェンダ決定（案）を公表することとされた。</p> <p>アジェンダ決定の最終化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2016年1月開催のIFRS-IC会議において検討が行われた結果、次の内容のアジェンダ決定が公表された。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 上記(1)の論点については、アジェンダ決定（案）と概ね同じ内容のアジェンダ決定 (2) 上記(2)の論点については、アジェンダ決定（案）とは異なり、IFRS第5号に関する（可能性のある）リサーチ・プロジェクトの一環として検討することが適切である旨のアジェンダ決定 (3) 上記(3)の論点については、アジェンダ決定（案）と同様に、IFRS第5号に関する（可能性のある）リサーチ・プロジェクトの一環として検討することが適切である旨のアジェンダ決定。なお、IASBは、当該リサーチ・プロジェクトを作業計画に追加するか否かは、「2015年アジェンダ協

プロジェクト	議論の経緯
	<p>議」に対する関係者からのフィードバックを検討した後に決定することを予定している。</p>
<p>IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」から IFRS 第 9 号「金融商品」へ移行するにあたって、非金融商品全体をヘッジ対象とする旧ヘッジ会計から、リスク管理目的と整合的に、構成要素をヘッジ対象とする新ヘッジ会計に変更する場合、旧ヘッジ会計を中止する必要があるか等。</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IAS 第 39 号の下で非金融商品全体をヘッジ対象としていたが、IFRS 第 9 号へ移行するにあたり、リスク管理目的と整合的に、非金融商品の構成要素をヘッジ対象とするように変更する場合、IAS 第 39 号の下での旧ヘッジ会計を中止する必要があるかにつき、明確化を求める。 ● IAS 第 39 号の下で非金融商品全体をヘッジ対象としている場合、IFRS 第 9 号の下でも非金融商品全体をヘッジ対象として継続できるのかにつき、明確化を求める。 <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015 年 9 月開催の IFRS-IC 会議において、①IFRS 第 9 号へ移行するにあたりヘッジ対象を変更する場合には、将来に向かって変更することが要求されること、及び、②一定の要件を満たしている限り、IFRS 第 9 号へ移行するにあたり非金融商品項目全体のヘッジ指定を継続できることに留意し、したがって、解釈指針も基準の修正も必要なく、アジェンダに追加しない旨のアジェンダ決定（案）を公表することとされた。 <p>アジェンダ決定の最終化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2016 年 1 月開催の IFRS-IC 会議において検討が行われた結果、アジェンダ決定（案）と概ね同じ内容のアジェンダ決定が公表された。
<p>IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の適用にあたって、共同支配事業の資産及び負債（事業を構成しないもの）に対してこれまで保有していた持分を再測</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要望提出者の当初の要望は、共同支配事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義する事業を構成するもの）に対する受動的な投資者が、当該共同支配事業に対する持分を追加取得することによって、当該共同支

プロジェクト	議論の経緯
<p>定すべきか。</p>	<p>配事業に対する共同支配を獲得して共同支配事業者となる場合、当該共同支配事業に対する当初の持分を共同支配獲得時の公正価値で再測定すべきかにつき、明確化を求めるというものであった。</p> <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015年5月開催のIFRS-IC会議において議論され、本プロジェクトの適切な範囲を決定することに資するよう、ガイダンスの欠如が指摘されている取引、実務の不統一が生じている可能性のある取引を識別するためにアウトリーチを行うこととされた。 ● 2015年7月開催のIFRS-IC会議において、当該アウトリーチへの回答を踏まえ、当初は、次の取引を範囲に含めることが暫定的に決定された。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取引前に共同支配事業に対する共同支配を有している（又は共同支配事業の当事者である）状態から、共同支配事業に対する支配の獲得 (2) 取引後に企業が共同支配事業に対する共同支配を有する（又は共同支配事業の当事者となる）支配の喪失 (3) 共同支配事業の当事者が共同支配事業に対する共同支配を獲得することとなる持分の変動 ● 2015年9月開催のIFRS-IC会議では、現行のIFRSに含まれると考えられる一般的な原則を分析したうえで、次の対応案を取るについて検討された。 <ol style="list-style-type: none"> (1)の取引については、再測定すべきことが明確になるよう、IFRS第3号の修正を年次改善に含める。 (2)の取引については、持分法に係るリサーチ・プロジェクトが完了するまで保留とする。 (3)の取引については、再測定すべきでないことが明確になるよう、IFRS第11号の修正を年次改善に含める。 ● 2015年9月開催のIFRS-IC会議での議論の結果、(1)

プロジェクト	議論の経緯
	<p>及び(3)の取引において、資産又は資産グループが事業の定義を満たさない場合については、IFRS第3号第2項(b)が会計処理のガイダンスを提供しており、著しい実務の不統一が聞かれていないことから、アジェンダに追加しない旨のアジェンダ決定(案)を公表することとされた。</p> <p>アジェンダ決定の最終化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2016年1月開催のIFRS-IC会議において検討が行われた結果、アジェンダ決定(案)と概ね同じ内容のアジェンダ決定が公表された。
<p>IAS第12号「法人所得税」の適用にあたって、為替レート変動によって非流動資産の税務基準額が変動した場合、繰延税金を認識するとともに、繰延税金の変動額を純損益に認識すべきか。</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業が保有する非貨幣性資産に係る税務基準額が当該企業の機能通貨と異なる通貨によって算定されている場合、為替レート変動によって非流動資産の税務基準額が変動することにより生じる繰延税金資産を認識し、その変動額を純損益に認識すべきかどうかにつき、検討を求める。 <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015年7月開催のIFRS-IC会議において、①IAS第12号第41項では当該状況で繰延税金が生じるとされていること、及び、②当該繰延税金はIAS第12号第58項に従い純損益に計上されることに留意し、解釈指針も基準の修正も必要なく、アジェンダに追加しない旨のアジェンダ決定(案)を公表することとされた。 <p>アジェンダ決定の最終化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2016年1月開催のIFRS-IC会議において検討が行われた結果、アジェンダ決定(案)と概ね同じ内容のアジェンダ決定が公表された。
<p>IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の適用にあたって、変動金利の貸付金の契約に、参照</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IAS第39号を適用している企業において、変動金利の貸付金の契約の中に、参照レート(LIBORなど)

プロジェクト	議論の経緯
<p>レートについてゼロ・パーセントをフロアーとする条項があり、市場金利がマイナスとなっている場合、当該フロアー条項は主契約から区分してデリバティブとして会計処理すべきか。</p>	<p>についてゼロ・パーセントをフロアーとする条項があり、かつ、市場金利がマイナスとなっている場合、当該フロアー条項は主契約から区分してデリバティブとして会計処理すべきかにつき、明確化を求める。</p> <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015年9月開催のIFRS-IC会議において、①IAS第39号AG33項(b)はプラスの金利にもマイナスの金利にも整合的に適用されるべきこと、及び、②「市場金利」の用語はIAS第39号AG64項では類似の商品に対する金利と記述されていることに留意し、解釈指針も基準の修正も必要なく、アジェンダに追加しない旨のアジェンダ決定(案)を公表することとされた。 <p>アジェンダ決定の最終化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2016年1月開催のIFRS-IC会議において検討が行われた結果、アジェンダ決定(案)と概ね同じ内容のアジェンダ決定が公表された。
<p>(継続検討事項)</p>	
<p>IAS第32号「金融商品：表示」の適用にあたって、プリペイド・カードに係る負債を、発行者の財務諸表において金融負債に分類すべきか。</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要望提出者の当初の要望は、金融機関が発行するプリペイド・カード(当該カードの保有者は、当該カードにより指定されたサプライヤーから財又はサービスを購入でき、有効期限がない等の特徴を有するもの)に係る負債を、当該金融機関の財務諸表において金融負債に分類すべきかどうかにつき、明確化を求めるというものであった。 <p>(当該負債が金融負債とされるかどうかにより、非行使部分の認識中止の要件が異なることが背景となっている。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要望提出者は、同じ要望を米国財務会計基準審議会の発生問題専門委員会(FASB-EITF)にも提出した。 <p>これまでの議論の概要</p>

プロジェクト	議論の経緯
	<ul style="list-style-type: none"> ● 2014年11月開催のIFRS-IC会議では、要望にある特徴を有する負債は金融負債に該当するとされたが、類似する取決めへの影響についての懸念も表明された。このため、2015年1月開催のIFRS-IC会議において、類似する取決め（カスタマー・ロイヤルティ・プログラム等）に係る分析について議論が行われた。 ● 2015年4月にFASBは会計基準更新書（ASU）案「負債－負債の消滅：特定のプリペイド・カードの非行使残高の認識」（コメント期限：2015年6月29日）を公表した。 ● 2015年9月開催のIFRS-IC会議では、要望提出者が記述した特徴を有するプリペイド・カード（ただし金融機関が発行したものに限定せず、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたものではないとの条件を追加する）について、①プリペイド・カードに係る負債は金融負債の定義を満たすことに着目し、②したがって、当該カードの発行者は当該負債の認識の中止についてIFRS第9号又はIAS第39号のガイダンスを適用することとなり、解釈指針も基準の修正も必要なく、アジェンダに追加しない旨のアジェンダ決定（案）を公表することとされた。 <p>今回のIFRS-IC会議における検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2016年1月開催のIFRS-IC会議において、アジェンダ決定の最終化に向けた検討が行われ、さらに検討を継続することとされた。

以上